

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品添加物部会

日時 : 2007 年 4 月 24 日 (火) ~ 4 月 28 日 (土)

場所 : 北京 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
	(a) 第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
	(b) ADI 及び他の毒性学上の勧告の変更による作業
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
6 .	個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) への包含
	(a) 個別食品規格における添加物条項の GSFA への包含に関する電子作業部会の報告
	(b) 手続きマニュアルの改訂に関する電子作業部会の報告
7 .	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)の検討
	(a) GSFA の食品添加物条項
	・ GSFA に関する議論に対する情報と支援のための作業文書
	・ GSFA に関する特別作業部会の報告
	・ GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) Pullulan(INS 1204)の最大使用基準値
	(c) GSFA 食品分類システムの改訂に関する討議資料
8.	香料の使用のためのガイドライン原案
	・ 香料の使用のためのガイドラインに関する特別作業部会の報告
9.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料
	(b) 加工助剤一覧：更新リスト
10.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS への追加 / 修正の提案
11.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格

	第 67 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	・規格に関する特別作業部会の報告
12.	JECFA による食品添加物の優先評価リスト
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回部会の日程及び開催地
15.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2007年4月22日(日)に「食品添加物の一般規格(GSFA)」、23日(月)に「香料の使用に関するガイドライン」及び「食品添加物の規格」に関する作業部会が開催された。

第 39 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

平成 19 年 4 月 24 日 (火) ~ 28 日 (土)
北京 (中国)

2. 参加国及び国際機関

55 カ国、1 加盟機関 (EC)、29 国際機関

3. わが国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	加藤 祐一
国立医薬品食品衛生研究所添加物部 第一室長	佐藤 恭子
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長	小川 良介
農林水産省消費・安全国際基準課 調査分析係長	宮田 理恵子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 添加物係長	大竹 詠子
テクニカルアドバイザー	
(社)日本食品衛生協会	林 新茂
(社)日本食品衛生協会	平川 忠
(社)日本食品衛生協会	岡村 弘之
(社)日本食品衛生協会	長野 健一

4. 議題の概要

主要議題は以下のとおり

議題 4(a). 第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA)

議題 4(b). ADI 及び他の毒性学上の勧告の変更による作業

第 67 回 JECFA が、食品添加物を含む全ての摂取源からのアルミニウムについて、暫定耐容週間摂取量 (PTWI) を 7 mg/kg 体重から 1 mg/kg 体重に変更したことをうけ、アルミニウム含有食品添加物の最大使用基準値について検討が行われた結果、CCFA はアルミニウム含有食品添加物の技術的必要性と許容できる最大使用基準値について各国から意見・情報を収集し、次回会合で検討することとした。

議題 6 . 個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) への包含

第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 会合で設置された電子作業部会が作成した、個別食品規格の添加物条項を GSFA に組み込むための討議文書 (GSFA の食品分類と個別食品規格が 1 対複数対応の場合) に基づいて議論が行われた。CCFA は、コーデックス総会で合意された「GSFA がコーデックスにおける唯一の食品添加物一般規格であること」を再度確認するとともに、本プロジェクトの重要性、活動中の個別食品部会との連携における透明性確保や既に採択された GSFA 添加物条項への意図せざる影響などを十分に考慮し、具体的には以下の原則を検討の出発点として今後作業を進めることで合意した。

- GSFA に組み込まれる添加物は、JECFA による評価で ADI がきちんと数値化されたもの又は ADI を特定しない (制限しない) と評価されたものに限る。
- GSFA に組み込まれる添加物は、INS 番号 (食品添加物の国際番号) を有するものに限る。
- 最大使用基準値が複数存在する場合は、その中で最も値の高い使用基準値から検討を開始する。
- グループ ADI を有する添加物は、健康に悪影響を与える、消費者の誤解を招く、技術的な必要性がないといったようなことがなければ、グループ名の添加物として扱う。
- 複数の機能分類を有する添加物は、機能分類に制限されずに GSFA の表に収載される。
- 食品添加物条項のうち、個別食品規格で技術的に必要とされている機能分類に関しては、関係する個別食品部会に意見を求める。個別食品部会が添加物条項に同意しない場合は、その根拠を示さなければならない。
- 審議中 (ステップ 6/7 又は 3/4) の添加物条項のうち、個別食品規格の添加物条項と異なるものについては、GSFA に保持し、CCFA で今後検討する。

本件については、引き続き、次回会合で議論されることとなっている。

議題 7 . 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) の検討

(a) GSFA の食品添加物条項

本会合に先立って開催された特別作業部会では、甘味料及びその他の添加物について検討され、本部会において特別作業部会の報告に基づいて議論された結果、以下の点について合意された。

- 20 の食品添加物条項案及び原案について、ステップ 8 もしくはステップ 5/8 で採択するよう第 30 回総会に諮ること。
- 18 の添加物条項案及び原案について作業を中止し、GSFA から削除すること。
- 11 の食品添加物条項について、コメント及び追加情報を求め、2007 年 9 月 15 日までに追加情報が提供されない場合は、次回会合において作業を中止し、GSFA から削除すること。

また、米国を座長とする電子作業部会（我が国も参加）が設置され、上記特別作業部会からの勧告事項、今回会合で出された意見、今後各国から寄せられるコメント・追加情報等を考慮し、次回会合に向けて、今回会合で時間がなかったことから検討できなかった着色料及び上記部会の決定に基づき追加コメント及び情報が求められる食品添加物の最大使用基準値案を含む報告書を提出することとされた。

議題 8 . 香料の使用のためのガイドライン原案

本部会直前に開催された特別作業部会の報告に基づいて議論を行った結果、本ガイドラインの適用範囲、定義、香料使用の一般原則、衛生、表示等の各項目については合意が得られた。しかしながら、毒性学的に懸念のある物質に関する項、すなわち第 4 項「生物学的活性物質 (Biologically Active Substances)」および付属文書 A「生物学的活性物質とそれらの分析方法」の取扱いについては、「生物学的活性物質」という用語の適切さ、付属文書 A に生物学的活性物質を掲載するための明確な基準が無く、一貫性が無いこと等、合意に達しなかった問題点がいくつか残されたため、CCFA は、第 4 項と付属文書 A および B を除いたガイドライン原案をステップ 5 で予備採択するよう、第 30 回総会に諮ることに合意した。第 4 項、付属文書 A・B の部分については、ステップ 2 に差し戻し、米国を座長とする電子作業部会（我が国も参加）を設置し、次回会合までに検討することとされた。